

かごっま家族ねっと

第8号



発行人 鹿児島県知的障害者施設家族会連合会
事務局 〒892-0847
鹿児島市西千石町13-11-810 岡元方
TEL/FAX 099-226-5570

実現へ向けて～子らのねがい・家族の願い～ 平成28年度鹿施連総会

平成28年6月2日（木）、ハートピアかごしまにおいて、鹿児島県知的障害者施設家族会連合会の総会が開催されました。

兼広会長の開会挨拶の後、来賓の鹿児島県知的障害者福祉協会会長 水流純大氏、鹿児島県手をつなぐ育成会理事長 別府則夫氏両名の祝辞がありました。



初めに、平成27年度事業報告・収支決算報告・監査報告等が提案され満場一致で承認されました。

続いて、平成28年度事業計画（案）・収支予算（案）・28年度の基本方針や具体的な活動の取り組みが提案され、真摯な質疑応答、討議のあと承認されました。

提案の概要は以下の通りです。

平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准され、国内法（障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法など）も整備されてきました。

4月には改定社会福祉法が施行され、社会福祉法人や障害者福祉施設を取り巻く状況は財政面や運営面で大きく変わろうとしています。

障害者の生活に直結する「障害者総合支援法」は、3年間の見直し期間のあと、今国会で改定されました。障害者の社会参加促進や介護保険優先の原則などに配慮した面もありますが、法案策定には「障害者及び家族その他の関係者の意見を反映させる」と明記しているにもかかわらず、私たちの願いは十分叶えられませんでした。今後は最新情報を収集し、3年後の見直しに向けて意見や要望を発信していくことが必要です。

そのために、私たち鹿施連は全施連や全施連九州協議会と連携を図りながら、具体的課題の把握とその解決に向けて活動を深化させなければなりません。特に、今年度の全施連全国大会は福岡市で開催されますので、その成功に向けて寄与することが大切です。

【具体的な取り組み】

（1）組織の点検と強化

- ① 執行体制の整備
- ② 支部執行体制の確立
- ③ 各家族会間の情報交流、連携の強化

（2）研修活動の推進

- ① 研修会の開催
- ② 家族会並びに施設職員研修会の開催



- ③ 支部研修会の開催
- (3) 啓発活動の推進
 - ① 広報誌「かごつま家族ねっと」の発行 ② 鹿施連の存在や活動の紹介
- (4) 全施連、九州協議会との連携の深化
 - ① 全施連総会への参加 ② 九州協議会・勉強会への参加
 - ③ 全施連全国大会福岡大会への参加
- (5) 関連団体との連携強化
 - ① 鹿児島県知的障害者福祉協会との連携 ② 鹿児島県手をつなぐ育成会との連携



障害者施設「津久井やまゆり園」の事件について ～ 鹿施連 ～

犠牲となった方々、心から哀悼の意を表します。痛かったですよね。怖かったですよね。どうかどうか安らかにお眠りください。

愛する子どもや兄弟姉妹をなくされた遺族の方々、心よりお悔やみ申し上げます。さぞかしご無念なことと思います。

怪我をなされた方々、恐怖で言葉もないくらい驚きおののいたことと思います。体の傷だけでなく心の傷も一日も早く治癒されることを願っております。

関係者の方々、悔しくて、悲しいお気持ち、察するに余りあるものがあります。心の痛手もありましょうが、さらに質の高い支援を目指して活動されることを願っています。

容疑者は、「重度障害者は安楽死させたほうが良い」「障害者をなくすことは日本と世界のため」「障害者は不幸を作ることにしかない」と障害者を邪魔者扱いする差別と偏見に満ち、その存在すら認めないという憎悪と敵意を持っています。恐ろしい、あってはならない考えです。

障害者であれ健常者であれ、『いなくていい人』はいません。障害のある人もない人もお互いの命や人としての権利を尊重し、その人の人格や個性、様々な生き方を認めて支えあう社会の実現こそがこれからの世の中の土台です。

容疑者は、障害者への偏見などを指摘され施設を退職しました。一度は福祉現場で働き、やりがいすら感じた容疑者がなぜここまで、憎悪を膨らませ凶行に至ったのか、詳しい経過や容疑者を取り巻く環境の徹底的な解明が必要です。この悲劇を二度と繰り返してはなりません。

当事者・家族や福祉関係者が一番不安に思い恐れているのは、この事件が障害者をはじめ社会的弱者に対する嫌悪感、偏見や差別を醸成し、異質なものを排除する社会的風潮の中で起こったのではないかということです。

今こそ、すべての偏見や差別、嫌悪感や敵意を乗り越え、障害を持っている人もいない人も誰もが一人の人として尊ばれる社会を創造することが望まれます。私たち鹿施連は、その思いを皆さんと共有して活動します。

平成28年7月

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

第12回全国大会福岡のお知らせ

・開催テーマ 『「新しい施設」を語ろうー当事者の笑顔輝く日のためにー』

期日 平成28年10月18日(火)～19日(水)



会場 ホテルセントラーゼ博多（JR博多駅近く）

『全施連社員総会』開催 ～平成28年度の方針定まる～

平成28年6月7日（火）～8（水）の両日、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会総会が開催されました。鹿児島県からは、兼広会長・岡元事務局長が参加しました。

第一日目の冒頭、全施連理事長のあいさつがあり、障害者総合支援法の見直しについては、障害福祉サービスと介護保険によるサービスを統合する狙いが透けて見えるので、現行の介護保険制度の改正も含め、新たな総合支援法の成立を目指すべきであるし、私たち自らが立案する機会を得て、制度構築に係われるように力を蓄えなければならないなどと述べました。

次に、27年度の事業報告・会計・監査報告の提案がなされ、質疑応答の後、満場一致で承認されました。

続いて、平成28年度事業計画案、会計予算案について提案されました。事業計画案では、「私たち家族が利用する障害者福祉施設・障害者福祉サービス事業所と連帯しつつ、『この子らを世の光に』を実現する地道な活動・運動を展開する」と述べ、以下の点（概要）が強調されました。

- (1) 24時間一貫した快適な支援施設の新設請願
- (2) 行政・議会への陳情と意見交換
- (3) 一人ひとりが活動を強化できるようにするための研修会の設置
- (4) 組織の拡大と強化（事業部の新設）及び全施連内部研修会
- (5) 友誼団体との連携強化



質疑応答では、下のような発言があり、原案をより補強・強化するものとなりました。

- ・ 組織拡大の実情はどうなっているのか。組織防衛に走っていないか。
- ・ 運動方針案をもっとわかりやすく具体的にすべきである。（友誼団体との連携の具体策、新事業部の内容、24時間一貫した施設への取り組みと実際との乖離、全施連の存在価値とは等の正論を主張することではないかなど）
- ・ 予算案について、前年に比して大きく変更した具体的理由と内容は何か。（修正を受け入れる）
- ・ 組織名の変更（施設という文言を外す）（アンケートをもとに次の理事会で結論を出す）

第二日目は、情報交換の場となり副理事長の南守氏より「入所施設をめぐる動き」「65歳問題（介護保険への移行）」「高齢知的障害者に関わる問題・・・終の住処はどこか」「虐待問題」「知的障害者の意思決定に関わる課題」など焦眉の問題の提起がなされ、真摯な論議の後、これからの取り組みの大切さを再確認しました。

東京都連から、昨年11月の鹿施連の研修会で講師を務められた「知的障害者施設多摩学園」の山下氏の代理の方より書籍販売のお礼がありました。

最後に、岩本副理事長より、熱心な討論に対するお礼があり幕を閉じました。

顧問の福田さんより・・・運動方針案と質疑応答を踏まえて

- ・ 全施連の活動の理念は出し尽くされたのではないか。今後は戦略に重点を置き、各県支部の地域性も考慮し運動の構築・発展を図るべきである。
- ・ 65歳問題については、家族会全体の運動に至っていない。利用者の年齢に関係なく、すべての保護者の問題として考えるべきである。
- ・ 福祉協議会に全施連の動きが理解されているか。当事者の家族の声は重い。

九州から大きなうねりを ～全施連九州協議会～

平成28年7月14日（木）～15日（金）の両日、福岡県筑紫野市で九州各県の代表24名が参加し、第10回全施連九州協議会が開催されました。鹿施連からは、兼広会長、野間口副会長、岡元事務局長の3名が参加しました。

初めに、開催県支部長の八木トミエ氏の挨拶があり、65歳問題について「各県の代表がよく理解すること」「市町村によって対応が異なること」との指摘があり、これからの動向を注視すべきとの訴えがありました。また家族会は『想いを主張できる親の団体』にならないといけないことを強調されました。



今回は、全施連の南守副理事長をお招きし「65歳問題」についての実情や課題について具体的に解説していただきました。その後、各県から出された疑問点や質問について情報の交換をしました。出された主な事項を列挙します

- 65歳問題とは、「多くの障害者が65歳になると障害福祉サービスを利用できなくなる」ということ。つまり、原則として介護保険サービスに移行することになる。障害支援区分（1から6）が介護認定区分（1から5）に変わり、一割の負担が必要になる。障害区分最重度の6～5は、介護認定では3～2に該当する可能性があり一部サービスが切り棄てられることもある。
 - これは、平成22年1月7日に国と違憲訴訟団とで確約された、介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）の廃止などを盛り込んだ基本合意文書に違反する。
 - 障害者が65歳で介護保険に強制的に移行させられる問題は、全国で訴訟が起きるほど問題になっている。
 - 平成30年3月31日・・・「障害者総合支援法」や「介護保険法」などの見直しの時期で
あり、当事者や家族にとって重要な意味を持つ。請願や署名など多岐にわたる活動が要求される。
 - 今後、高齢者棟（高齢者GH）の建設が必要になってくるが、職員の研修、設備の充実、病気の時の対応、とりわけ経営者の熱意・覚悟の有無が重要である。
 - 差別解消法との関連を注視する。
 - 各施設の経営者の考えを知る必要がある。人材の質・量の確保、財政面で可能かどうか。今後、弁護士や学者の主張や動向を知ることや学習の機会を多くすることが必要である。また、各県支部の取り組み強化とともに情報の交換が緊急の課題である。
- 閉会の辞では、熱心な討議に感謝するとの結びがあり、今後の活動の強化を確認しました。

